

根岸公園野球場

区分		グラウンド及びスタンド使用料
		1 時間までごとに
入場料等を徴収しない場合	児童 生徒	160
	一般	330
入場料等を徴収する場合	児童 生徒	550
	一般	1,100

備考

- 1 基本使用料は、1 時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、1 時間とする。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 減免により 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。